

## 排出事業者責任追及について

### 1 経過

- (1) トレンチ掘削調査の結果、廃棄物から排出事業者が判明したものについては、岩手県二戸保健所が排出事業者に対して、廃棄物処理法第 18 条に基づく報告徴収を行なっている。その結果、そのほとんどが埼玉県の縣南衛生（株）が焼却処分のため受入れた廃棄物であったことが判明した。
- (2) 縣南衛生（株）は、排出事業者から相応の処分費用を徴収し、マニフェストや受入伝票に処理済印を押しながら、実際は焼却せずに収集運搬会社（東奥環境（株）：青森県八戸市）を通じ三栄化学工業（株）に運び不法投棄していた事実が判明している。

### 2 排出事業者責任の追及への取組み

青森県と一体となって、次により早急に取り組みたい。

- (1) 縣南衛生（株）に係るマニフェストについて、廃棄物の種類、数量、排出事業者等一般的に分析作業中であり、その結果を受けて、排出事業者とその法的責任について解明する。
- (2) 縣南衛生（株）以外にも、三栄化学工業（株）に直接廃棄物処理を委託していた者等に報告徴収を行い、不法投棄への排出事業者の関与及びその法的責任を解明する。

三栄化学工業（株）への排出事業者のリストアップは、両県で三栄化学工業（株）へ報告徴収のうえ、調査するものであるが、報告まで時間を要することが懸念されることから、当面、これまで三栄化学工業（株）が青森県に報告した実績報告書等、青森県が保有している情報を基に、早急に排出事業者調査を行う。